

平成 30 年 12 月 13 日

学校法人昭和大学  
理事長 小口 勝司 様

特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者機構日本  
代表理事 佐々木 幸孝

### 申入れ・要請および問合せ

私ども消費者機構日本（以下、当機構といいます。）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供、集団的消費者被害の救済等を通じて消費者被害の拡大防止・救済を図ることを目的として、消費生活の専門家と法律の専門家ならびに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第 13 条に基づく適格消費者団体の認定および消費者裁判手続特例法第 65 条第 4 項の規定に基づく特定適格消費者団体の認定を内閣総理大臣から受けています。詳しくは同封のパンフレット等をご覧ください。

貴法人は平成 30 年 10 月 15 日の記者会見及び同日の貴法人ホームページ上の「医学部入学試験における文部科学省の指摘事項について」と題する記事（以下、貴法人の記事といいます。）で、貴法人の運営する医学部の二次試験時の高等学校調査書の評価において、現役志願者および 1 年浪人志願者に対して加点をしていたことを公表しました。

当機構において検討した結果、現役志願者および 1 年浪人志願者に対して加点をする一方、2 年以上の浪人志願者には加点をしていなかったことにつき、不法行為あるいは債務不履行に基づく損害賠償請求が可能であるとの結論に達しました。

そこで、当機構は貴法人に対し、下記のとおり申入れ、要請および問合せを行います。

つきましては、本書面に対する貴法人の文書による回答を平成 31 年 1 月 17 日（木）までに当機構にお寄せください（回答書には、本件に関する貴法人の担当窓口、担当者名、住所、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレスをご記入ください。）。

なお、本件につきましては、本書面の内容並びに貴法人のご回答の有無及び

内容等を当機構のウェブサイト等に適宜公表いたします。

## 記

### I 申入れ事項

本申入れは、消費者裁判手続特例法の施行以降の入学試験について、同法による被害回復訴訟制度の適用範囲で行うものです。

消費者裁判手続特例法の施行以前の入学試験、および同法による被害回復訴訟制度の範囲外となるものについては、後述の「II 要請事項」にて別途要請します。

#### 第1 申入れの趣旨

平成29年度・平成30年度の医学部の入学試験を受験した2浪以上の浪人生である志願者（合格者を除く）に対して、直ちに入学検定料相当額の損害賠償金の支払いをしてください。

#### 第2 申入れの理由

(1) 貴法人は、医学部の二次試験時の高等学校調査書の評価において現役志願者及び1年浪人志願者に対して加点をしていました。その開始時期は、貴法人の記者会見によりますと6年前からとのこと。

しかも、このような選考基準があることをあらかじめ学生募集要項に記載していませんでした。

(2) 入学試験受験契約は、その合格者に在学契約の申込みの資格を付与し、又は合格者に在学契約の予約完結権を付与する契約と考えられます。そうすると、合格者の選考に当たっては、公正かつ妥当な方法で合格者の選考をすべきです。

また、公正かつ妥当な方法で選考しないのであれば、そのことが許容できない志願者が受験することを防ぐため、その選考基準について学生募集要項で受験を検討する者に対して明らかにすべきです。

しかしながら、貴法人が独自の選考基準を学生募集要項で告知しておらず、公正かつ妥当な方法で合格者を選考しなかったことは明らかであり、このことは、不法行為に当たります。

(3) そして、2浪以上の浪人生は、このように公正かつ妥当な方法によらず選考することがあらかじめ明らかであれば一般に受験しないと考えられることから、合否に影響があったかにかかわらず、入学検定料相当額が損害になると考えられます。

(4) そこで、平成29年度・平成30年度の医学部の入学試験を受験した2浪以上の浪人生である志願者に対し、合格した者を除き、入学検定料を返還し

てください。

- (5) なお、上記以外にも公正かつ妥当な方法で合格者を選考しなかったことがあったことが明らかになった場合には、さらに入学検定料の返還を求めることがあります。

## II 要請事項

以下の要請は特定適格消費者団体が消費者裁判手続特例法に基づき請求しうるものではありませんが、被害の深刻さに鑑みて要請を行います。

### 第1 要請の趣旨

- (1) 希望する志願者に対する得点及び順位並びに合否判定基準の開示
- (2) 現役志願者及び1年浪人志願者に対する加点が行われていなければ合格していたことが判明した志願者に対する在学契約の申込みの資格又は在学契約の予約完結権（以下「入学資格」と総称します。）の付与
- (3) 現役志願者及び1年浪人志願者に対する加点が行われていなければ合格していたことが判明した志願者に対する、不合格となったために被った損害（慰謝料、逸失利益等）の補償
- (4) 貴法人において貴法人の記事に記載された事項が行われるようになった年度以降の医学部の入学試験における、性別・年齢などによる得点調整またはこれに類する独自の選考基準（以下、これらをあわせて得点調整といいます。）の有無の公表、および得点調整があった場合にはそれら志願者（合格者を除く）への入学検定料相当額の損害賠償金の補償

### 第2 要請の理由

- (1) 志願者が得点調整の結果不合格となったか否かについて知るためには得点及び順位並びに合否判定基準を知る必要があるため、志願者が希望した場合にはこれらの情報の開示を志願者に開示することを要請します。
- (2) また、志願者は、履行請求として公正かつ妥当な方法で合格者の選考を求めることができると考えられますから、得点調整の結果不合格となった者には入学資格を付与することが妥当であるため、入学資格の付与を要請します。
- (3) 貴法人が得点調整の内容を学生募集要項で告知せず、公正かつ妥当な方法で合格者を選考しなかったことは不法行為に当たります。

従って、貴法人は相当因果関係のあるすべての損害について賠償すべきであり、入学検定料相当額の損害のみならず慰謝料についても賠償されるべきです。さらに、得点調整の結果不合格になった者については、逸失利益等その他の損害が生じていると考えられるため、それについての賠償を要請します。

(4) 消費者裁判手続特例法の施行以前の入学試験については同法が適用されず、当機構が同法に基づいて請求を行えるところではありません。

しかし、不法行為あるいは債務不履行があったのであれば当事者への損害賠償金の支払いが必要になりますので、本書面をもって要請します。

### Ⅲ 問合せ事項

#### 1 共通

貴法人において貴法人の記事に記載された事項が行われるようになった年度から平成30年度までの入学試験要項（願書）を提供してください。

2 (1) 二次試験時の高等学校調査書の評価における、現役志願者および1年浪人志願者に対する加点を開始した時期及びその方法を明らかにしてください。

(2) 浪人生であるか否か及び浪人の回数は、入学志願書の学歴職歴欄からは必ずしも明らかにならないと思われます。実際には複数年にわたり医学部入学試験を受験しているが他学部の大学生である場合や就職している場合があります。また、社会人経験があり一定の年齢に達しているが医学部入学試験を受験するのは初めてという場合もあります。

については、浪人生であるか否か及び浪人の回数をどのように判定していたのか、明らかにしてください。

3 貴法人は、貴法人の記事の【本学の今後の取り組み】の「4. 第三者委員会の設置」において、「本件の再調査並びに今後の対応について第三者委員会を設置することと致します。」と記載しています。

当機構では、本日現在、貴法人において第三者委員会を設置したとの事実関係を把握できていません。については、貴法人がすでに第三者委員会を設置したのか、設置していないのであればいつ設置される予定であるか、明らかにしてください。

あわせて、第三者委員会の報告書が貴法人へ提出される時期（予定）及び提出された場合に公表されるかどうか、ご回答ください。

4 貴法人は記者会見において、性別による得点調整は行っていないと表明されました。また、貴法人のウェブサイトにおいて公表された内容には性別による得点調整に関する記載がありません。

これはすなわち、貴法人では性別による得点調整を一切行っていないものと理解しますが、そのような理解をして差し支えないかどうかご回答ください。

以上

<本件に関するご連絡・お問合せ先>

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階

消費者機構日本 事務局責任者（専務理事） 磯辺

事務局担当者 五藤

TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077